

報告事項

平成25年2月14日
学校支援課、学校教育課

東日本大震災及び紀伊半島大水害に伴う奈良県立高等学校に おける入学考査料等の免除又は還付について

1 趣 旨

東日本大震災及び紀伊半島大水害により被災した者に係る入学考査料及び入学料の免除又は還付を行う。

平成24年度はすでに実施しているが、平成26年度まで延長する。

2 免除等の対象と手続

(1) 対象

- ・ 災害救助法の適用地域の被災者
- ・ 内閣総理大臣が避難のための立退き等を指示した区域の被災者（東日本大震災のみ）

(2) 手続

り災証明書等を添付した申請書により免除等を申請する。

また、既に入学考査料、入学料を徴収して手続を行った者に対しては、還付する。

3 実 績

(1) 東日本大震災

区 分	県立高等学校（全日制）			
	平成23年度		平成24年度	
	免除人数	額(円)	免除人数	額(円)
入学考査料 2,200円	3名	6,600	3名	6,600
入学料 5,650円	3名	16,950	3名	16,950
合計		23,550		23,550

(2) 紀伊半島大水害

区 分	県立高等学校（全日制）	
	平成24年度	
	免除人数	額(円)
入学考査料 2,200円	6名	13,200
入学料 5,650円	6名	33,900
合計		47,100

東日本大震災に伴う奈良県立高等学校における 入学考査料等の免除又は還付に関する取扱要綱

東日本大震災により被災した者及びその者が扶養する者に係る奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第6条第2項及び第3項の規定に基づく県立高等学校の入学考査料並びに同条例第7条第5項及び第6項の規定に基づく県立高等学校の入学料（以下「入学考査料等」という。）の免除又は還付に関する取扱いは、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第1条 この要綱において入学考査料等の免除又は還付を受けることのできる者は、東日本大震災により被災した者で、次の各号のいずれかの区域に居住し、通勤し、若しくは通学していたもの又はその者が扶養する者とする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の地域
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき内閣総理大臣が避難のための立退き等を指示した区域

（入学考査料等の免除又は還付）

第2条 平成23年度から平成26年度までの入学に係る入学考査料等については、免除し、又は還付する。

（還付の額）

第3条 入学考査料等の還付の額は、その全額とする。

（申請手続）

第4条 入学考査料等の免除又は還付を受けようとする者は、免除・還付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、学校長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 被災証明書、被災証明書等第1条各号に該当することを証明する書類
- (2) その他学校長が必要と認める書類

（徴収の猶予）

第5条 免除の申請をした者に係る入学考査料等の徴収は、次条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

（免除又は還付の決定及び通知）

第6条 学校長は、入学考査料等の免除又は還付について、第4条の申請書を受理したときは、適当であるかどうか決定して、免除決定通知書（第2号様式）又は還付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとし、その内容を第4号様式により知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

紀伊半島大水害に伴う奈良県立高等学校における 入学考査料等の免除又は還付に関する取扱要綱

紀伊半島大水害（平成23年台風第12号による災害をいう。以下同じ。）により被災した者及びその者が扶養する者に係る奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第6条第2項及び第3項の規定に基づく県立高等学校の入学考査料並びに同条例第7条第5項及び第6項の規定に基づく県立高等学校の入学料（以下「入学考査料等」という。）の免除又は還付に関する取扱いは、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第1条 この要綱において入学考査料等の免除又は還付を受けることのできる者は、紀伊半島大水害により被災した者で、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に居住し、り災証明書等が発行されたもの又はその者が扶養する者とする。

（入学考査料等の免除又は還付）

第2条 平成24年度から平成26年度までの入学に係る入学考査料等については免除し、又は還付する。

（還付の額）

第3条 入学考査料等の還付の額は、その全額とする。

（申請手続）

第4条 入学考査料等の免除又は還付を受けようとする者は、免除・還付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、学校長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) り災証明書等第1条に規定する者に該当することを証明する書類
- (2) その他学校長が必要と認める書類

（徴収の猶予）

第5条 免除の申請をした者に係る入学考査料等の徴収は、次条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

（免除又は還付の決定及び通知）

第6条 学校長は、入学考査料等の免除又は還付について、第4条の申請書を受理したときは、適当であるかどうか決定して、免除決定通知書（第2号様式）又は還付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとし、その内容を第4号様式により知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。